

令和6年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～ 一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ ～



令和7年12月
富士見市

はじめに

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 20（2008）年に、富士見市男女共同参画推進条例を制定しました。平成 22（2010）年には、条例の基本理念に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、「富士見市男女共同参画プラン（第 3 次）」を策定しました。また、令和 3 年（2020）年には、「富士見市男女共同参画プラン（第 4 次）」を策定し、さまざまな分野で男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

この「富士見市男女共同参画プラン（第 4 次）」は、「男女共同参画社会を進める意識づくり」「男女の人権を尊重したまちづくり」「配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり」「あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり」「地域における男女共同参画のまちづくり」の 5 つを基本目標として掲げ、それぞれ施策の方向を定め、具体的な事業を行っています。

また、本プランは、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、被害の防止や被害者支援等を積極的に進めるための「富士見市 DV 防止基本計画」としての位置づけ、さらに、女性の活躍を推進するため、「富士見市女性活躍推進計画」としての位置づけをしています。

そして、本年次計画は、富士見市男女共同参画推進条例第 12 条に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにし、市民の皆様に周知することを目的に作成しています。

今後も、各施策を男女共同参画の視点で分析し、市民や事業者の皆様と連携を図りながら、富士見市の男女共同参画を着実に推進してまいります。

2025年（令和7年）12月

目 次

第1部 富士見市の男女共同参画の推進状況	1
1 社会環境の状況	3
(1) 人口・世帯数の推移	
(2) 年齢構成	
(3) 少子化の推移	
(4) 高齢化の推移	
(5) 女性の年齢別労働力率	
2 政策・方針決定への参画	6
(1) 審議会等への女性の参画状況	
(2) 町会における女性の参画状況	
(3) 市役所における女性職員の割合	
(4) 市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合	
3 男女共同参画に関する市民の意識	8
(1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について	
(2) 「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度について	
(3) 男女がともにあらゆる分野に積極的に参画し、活躍できるための取り組みについて	
(4) 防災・災害復興対策で、配慮して取り組む必要があるものについて	
第2部 富士見市の男女共同参画施策の実施状況	11
1 富士見市男女共同参画プラン（第4次）の推進	13
(1) 計画の概要	
(2) 施策の体系	
2 令和6年度「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」実施状況	14
(1) 施策体系に基づく実施状況	
(2) 評価指標の進捗状況	

3 令和6年度男女共同参画に関する事業	39
(1) 主な事業	
(2) 推進体制	
第3部 資料編	43
1 令和6年度 男女共同参画ひろば いっぽいっぽ	45
2 男女共同参画関連条例	49

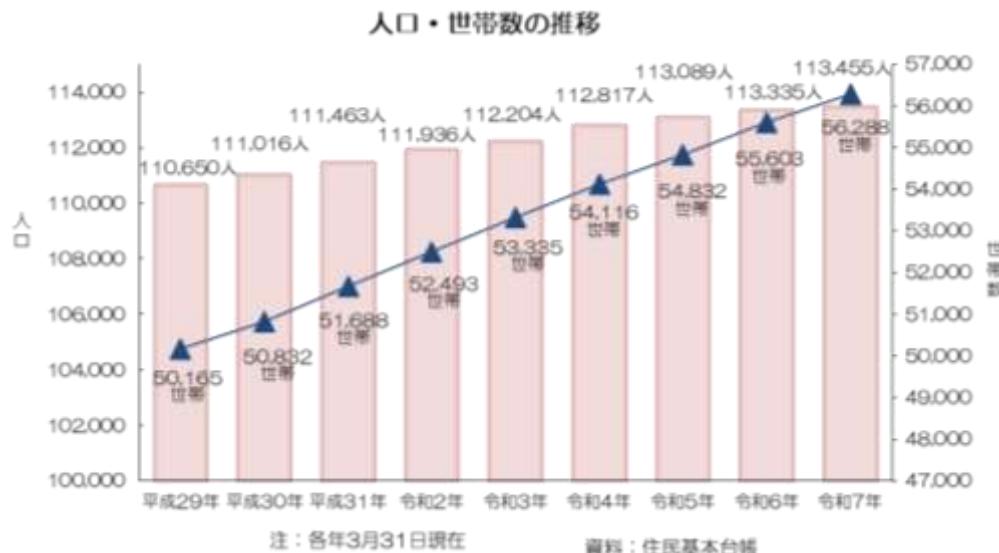


1 社会環境の状況

(1) 人口・世帯数の推移

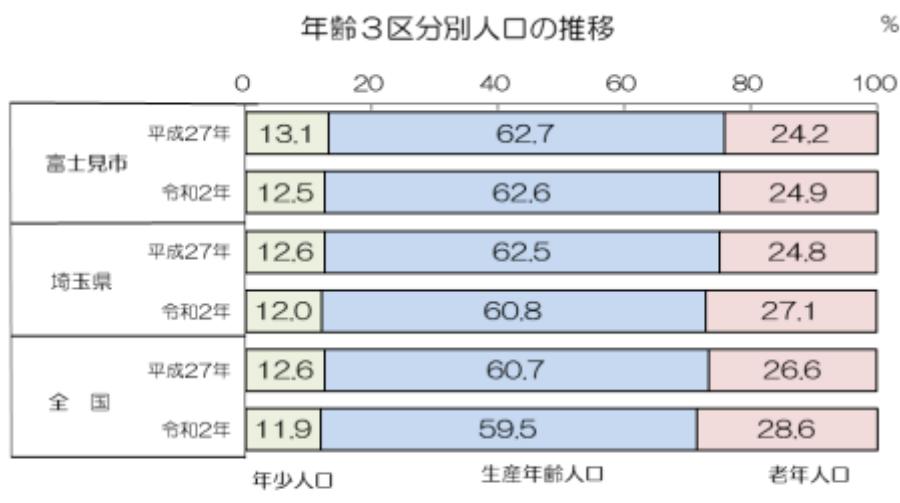
本市の人口（各年3月31日現在）は、年々微増傾向が続いており、令和7年3月末現在で113,455人となっています。

人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きくなっています。また、1世帯当たりの平均人員数は、令和7年現在、約2.01人です。



(2) 年齢構成

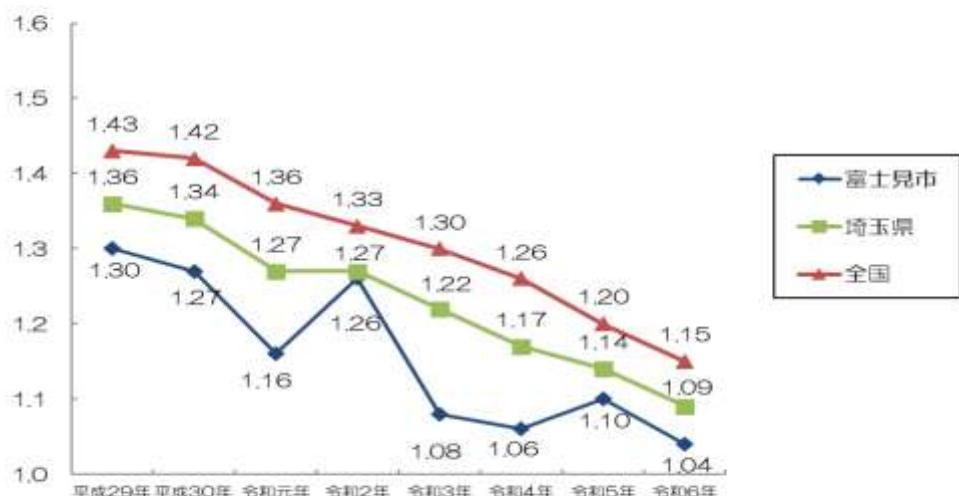
直近の国勢調査から、令和2年における全国の人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）11.9%・生産年齢人口（15～64歳）59.5%・老人人口（65歳以上）28.6%となっています。老人人口の割合を、平成27年と比較すると、2ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。本市における令和2年の年少人口は、12.5%となっており、県平均を0.5ポイント、全国平均を0.6ポイント上回っており、本市の方が、総人口に占める子どもの比率が高いことが分かります。



(3) 少子化の推移

令和6年の本市における合計特殊出生率は1.04で、国・県平均より下回っています。

合計特殊出生率の推移

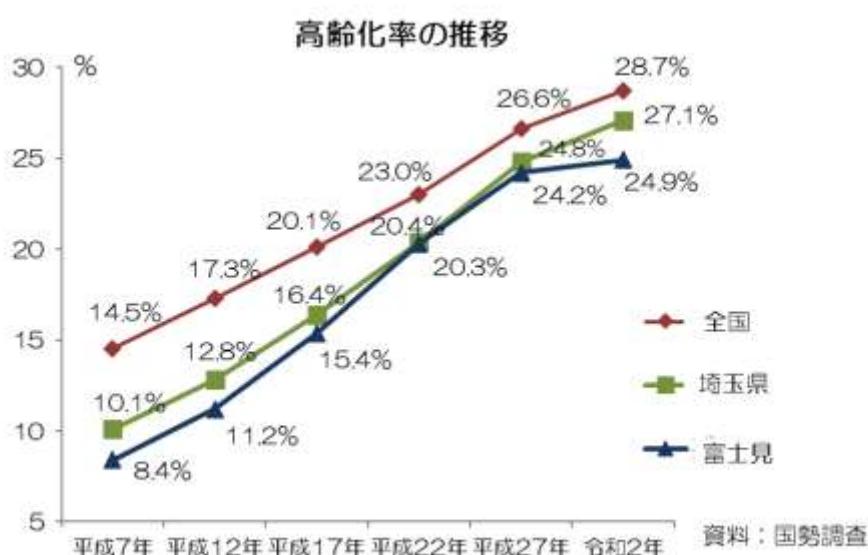


資料：埼玉県の合計特殊出生率

※合計特殊出生率…「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

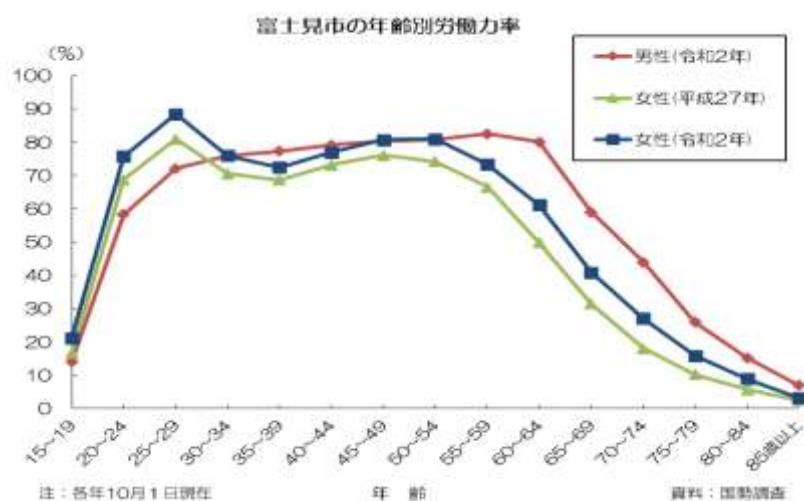
(4) 高齢化の推移

高齢化率（65歳以上の人口が全人口に占める割合）は、国・県平均よりも下回っていますが、国・県平均と同じく年々増加する傾向にあります。



(5) 女性の年齢別労働力率

働く市民の割合は、男性は25～29歳以降、ほぼ横ばいで推移した後、65～69歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合は、令和2年は平成27年の結果に比べて、労働力率が微増していることが分かります。また、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることが分かります。

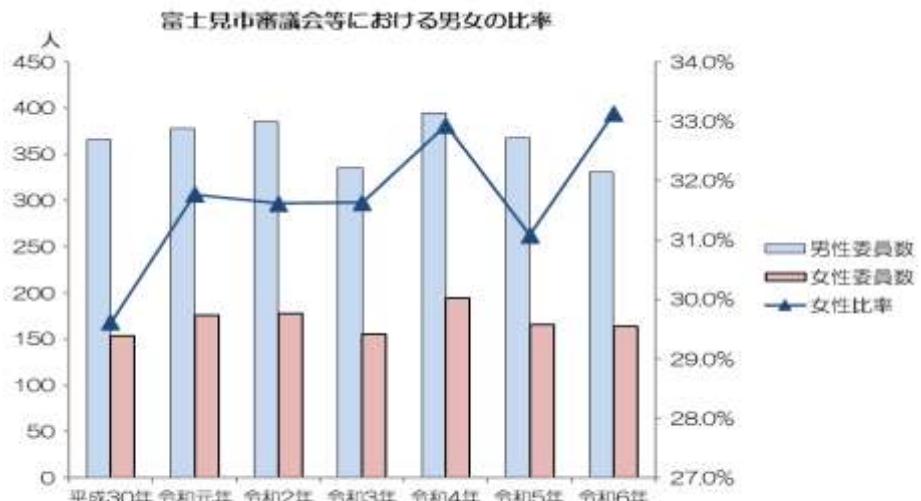


※M字曲線…女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。

2 政策・方針決定への参画

(1) 審議会等への女性の参画状況

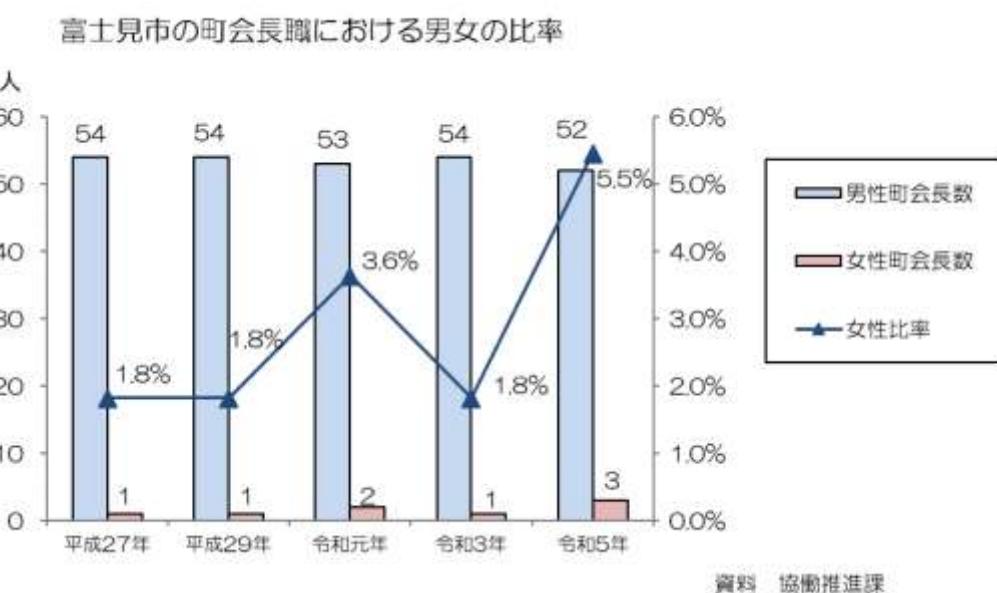
本市の審議会等委員に占める女性の割合は、33.1%（令和6年10月1日現在）となっています。参考値として、埼玉県内市町村における女性委員の割合は、29.5%（令和6年4月1日現在*）となっています。（*調査時点は原則として年4月1日ですが、各市町村の事業により異なる場合があります。）



資料：埼玉県 令和5年度版 男女共同参画に関する年次報告 等

(2) 町会における女性の参画状況

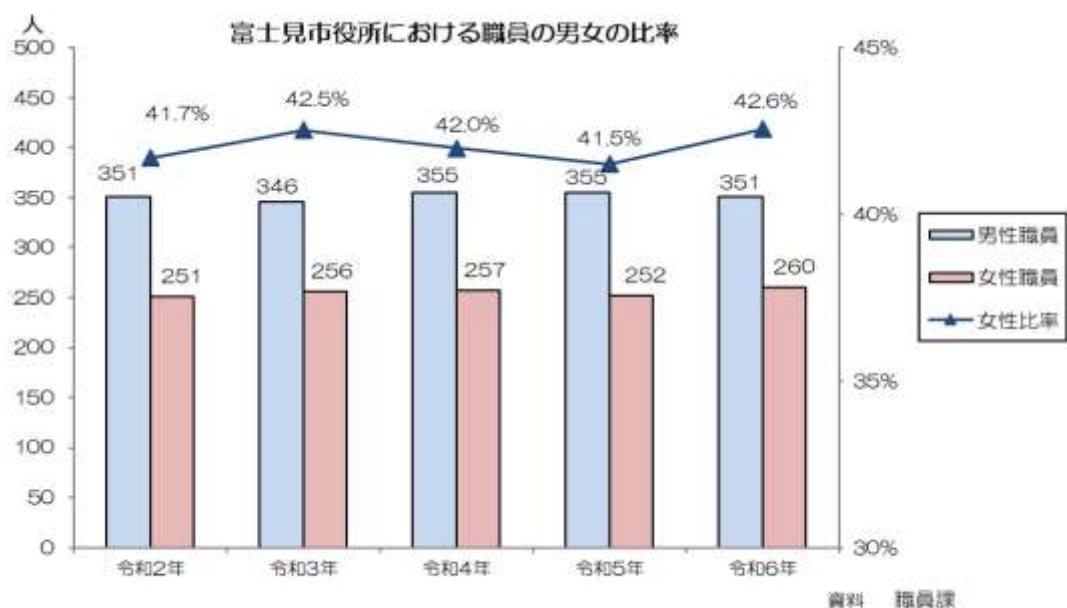
地域活動のリーダーである町会長に占める女性の人数は、令和元年の2人から令和3年に1人となりましたが、令和5年は3人に増加し、女性の参画率は、5.5%となっています（改選時）。



資料 協働推進課

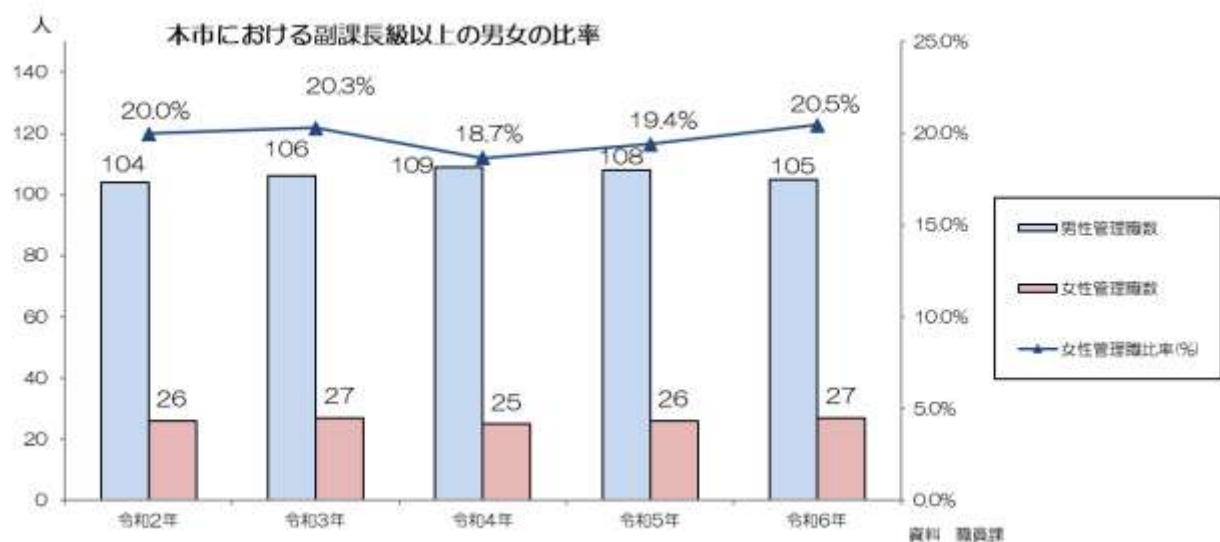
(3) 市役所における女性職員の割合

市役所における女性職員の割合は、42.6%（令和6年4月1日現在）で、近年4割を超えています。



(4) 市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合

富士見市役所における女性管理職は27人（令和6年4月1日現在）であり、副課長級以上の管理職の割合として20.5%となっています。



3 男女共同参画に関する市民の意識

※令和6年度第4回富士見市アンケートモニター調査結果より

(1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。

回答	割合
同感しない	67.1%
同感する	3.9%
どちらとも言えない	28.8%

(2) 「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度について、どう思いますか。

回答	割合
非常に重要である	35.0%
重要である	40.8%
少し重要である	15.2%
あまり重要ではない	7.6%
重要ではない	0%
全く重要ではない	1.4%

【令和6年度第4回富士見市アンケートモニター調査】

調査設計

調査対象：富士見市アンケートモニターに登録された市民等773名

調査時期：令和7年2月14日（金）～2月21日（金）

調査方法：Web調査

回収結果

配布数：763名（メール到達件数）

回収数：277名

回収率：36.3%

表記方法について（四捨五入など）

・小数点以下第2位を四捨五入して端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

(3) 男女がともにあらゆる分野に積極的に参画し、活躍できるためには、社会全体がどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(あてはまるものすべてを選択)

回答	割合
仕事と生活が両立できるよう、保育・介護にかかる施設・サービスを充実させる	76.9%
労働時間の短縮、在宅勤務やフレックスタイムの普及など、多様で柔軟な働き方ができるようにする	72.9%
男女ともに仕事や家事・育児・介護を担う意識の啓発を行う	72.6%
育児休業・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくりをする	66.1%
育児休業・介護休業中の手当てその他の経済的支援の充実をする	59.6%
出産・育児で離職した女性の再就職や起業などができるよう、仕事に関する情報の提供や支援をする	57.4%
職場・地域におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止と被害者の支援をする	48.4%
配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力の防止と被害者の支援をする	45.1%
国・地方公共団体における審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性が増えるようにする	43.7%
女性のライフステージ（妊娠・出産等を含む）に応じた健康づくりの支援をする	43.7%
民間企業・団体等の管理職に女性が増えるようにする	38.6%
男女共同参画に関する情報提供、学習の機会を充実させる	34.7%
特にない	2.9%
わからない	0.7%
その他（自由記述）	9.7%

(4) 防災・災害復興対策で、配慮して取り組む必要があるものは何だと思いますか。
(3つまで選択)

回答	割合
授乳室や男女及び多様な性に配慮したトイレ、物干し場、更衣室を設ける	68.6%
女性用品について、女性の担当者からの配布や、専用スペースに常備する	55.6%
女性や子どもに対する暴力（性暴力を含む）防止のため、暴力を許さない環境づくり	52.7%
防災計画や、防災会議、対策本部へ女性を配置し、対策に女性の視点が入るようにする	48.4%
被災者に対し、保健師や男女両方の生活支援員等の巡回訪問を行う	33.6%
わからない	1.8%
その他（自由記述）	4.7%



1 富士見市男女共同参画プラン（第4次）の推進

（1）計画の概要

～一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ～を目指して、市では「男女共同参画プラン（第4次）」を2021年（令和3年）に策定しました。

策定にあたっては、市民等で組織された、富士見市男女共同参画社会確立協議会及び富士見市男女共同参画推進庁内委員会において、検討しました。

（2）施策の体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向（1）男女共同参画のための意識啓発

施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向（1）ハラスメントを許さない意識づくり

施策の方向（2）ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向（1）男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

施策の方向（2）生涯にわたる健康づくりの支援

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向（1）多様な性への理解促進

施策の方向（2）多様な性に関する相談ができる体制づくり

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

【富士見市DV防止基本計画】

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向（1）配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

施策の方向（2）支援体制の充実

基本目標IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

【富士見市女性活躍推進計画】

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向（1）審議会等への女性の参画拡大

施策の方向（2）女性の参画促進に向けた人材の育成

主要課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向（1）男女がともに働きやすい環境づくり

施策の方向（2）仕事と子育て・介護の両立支援

基本目標V 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

2 令和6年度「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」実施状況

（1）施策体系に基づく実施状況

【達成度の評価基準】

令和6年度の取り組みとその成果について、4段階で担当課が自己評価

達成度

○ … その他（感染症流行や自然災害等による中止等）

1 … 未実施



2 … 実施した

（実施しているが課題がある…※参加人数が少ない等）

3 … 実施した（年度目標達成）

（課の年度目標を達成している）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向(1)男女共同参画のための意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った人権尊重意識の啓発	1		男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。	<p>市広報・ホームページ等で、男女共同参画に関する記事の掲載や、6月の「男女共同参画週間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、中央図書館において、関連図書の展示を行った。6月は、パネル展示「災害と男女共同参画」を併せて実施した。</p> <p>父親の子育てや地域参画を促進することを目的のひとつとして、親子で地域交流ができるイベントを夏休みや土曜日に開催した。</p> <p>＜勝瀬の七夕まつり＞ 内容・日程 ①七夕飾りの再現 8月1日(木)～8月7日(水) ②キッズキッチン七夕クッキーづくり 8月2日(金) ③親子でうどんづくり 8月3日(土) ④七夕コンサート 8月5日(月) ⑤七夕ビーズストラップづくり 8月7日(水) 参加者：166名 会場：ふじみ野交流センター</p> <p>＜勝瀬de縁日＞ 日 程：9月14日(土) 内 容：親子を対象にした遊びの体験と交流等 参加者：1,000名 会 場：ふじみ野交流センター</p> <p>【親子で太鼓教室】 日程：5月25日(土)、6月15日(土)、6月29日(土)、7月6日(土)、7月13日(土) 会場：かじ兵衛太鼓スタジオ「鼓屋」、つるせ西ゆうゆうの丘公園 講師：かじ兵衛太鼓 定員：親子4組、応募者4組 内容：鶴瀬西交流センターの「縁日」の開催に向けて、親子で一緒に太鼓を練習した。毎年定員を超える申込がある人気事業であり、保護者が地域に出るきっかけづくり、親子のふれあいを通じて信頼関係を深めることで、取組みの成果は達成できている。縁日本番も練習の成果を思う存分発揮して、会場に来られた参加者を魅了することができた。</p> <p>◆社会人権教育指導者養成講座 様々な人権問題について考え、啓発を行う。</p> <p>①テーマ：「己(こ)育てにする子育て 個(こ)育てにしない子育て」 日 程：6月19日(水) 会場：鶴瀬小学校 参加者：9人(PTA役員) 講師：校長 内 容：ゆとりのある子育てが子どもの人権を守り、家庭内における、そして周囲に対する人権意識を高める</p> <p>②テーマ：「人権とは『はて?』～社会科学習(歴史)を通して～」 日 程：7月17日(水) 会場：みずほ台小学校 参加者：10人(保護者・教職員) 講師：人権擁護委員 内 容：①はじめに AC(公共広告機構)のCMから ②最近の人権にかかわるニュースの紹介 ③現代の人権課題 ④人権問題の歴史的背景 ⑤全国水平社の成り立ちについて(ビデオ視聴)</p> <p>③テーマ：「高齢者や外国人に対する排除・同和問題・原発事故に伴う問題・様々な人権課題について」 日 程：11月2日(土) 会場：水谷小学校 参加者：14人(学校運営支援者協議会委員) 講 師：教頭 内 容：①誤解や偏見に気づき、人と深く向き合うこと ②他者の気持ちを我がこととして思うこと ③すべての人権課題を自分に関わることとして捉え、日常の行動につなげていく</p> <p>④テーマ：「性的指向・性自認 その他男女平等・正しい男女交際」 日 程：12月13日(水) 会場：西中学校 参加者：生徒130名・教員10名・保護者30名(3学年生徒・西中校区保護者・教員) 講 師：助産師 内 容：①性的指向・性自認について ②男女交際における射精責任、相手を尊重した男女交際 ③男女の機会均等について</p> <p>⑤テーマ：「人権とは『はて?』～社会科学習(歴史)を通して～」 日 程：1月15日(水) 会 場：ふじみ野小学校 参加者：10人(保護者・教師の会役員) 講 師：人権擁護委員 内 容：①新聞報道から気になる人権課題は ②社会科(6年生)学習における人権教育 ③DVD視聴</p>	人権・市民相談課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った人権尊重意識の啓発	1		男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。	<p>人権講演会（市民大学公開講演会） 「いすれはみんな、おひとりさま」 日 程：12月7日（土） 講 師：上野千鶴子 氏（社会学者・東京大学名誉教授・認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク(WAN)理事長） 会 場：鶴瀬コミュニティセンターホール 参加者：215人</p> <p>【高齢者支援事業】なんばた学級 会 場：南畠公民館 多目的ホール 日 程：3月19日（水） 参加者：34人 内 容：映画鑑賞 （人権啓発映画「私たちが伝えたい、大切なこと」）</p> <p>教育講演会 テーマ：「ひきこもりの子と共に生きる～今と未来のお金の話～」 — 親亡き後のくらしのこと 国民年金・障害年金・生活保護・相続など 講 師：浜田裕也 氏 社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー 日 程：3月8日（土） 会 場：水谷公民館 多目的ホール 定 員：70名 参加者：61名 内 容：不登校・引きこもりの問題について、講演だけでなく、講師との活発な質疑応答による交流で、有意義かつ参加者の満足度が高い学習を提供した。</p> <p>60歳以上の高齢者を対象とした熟年学級では、弁護士を講師に招き、人権講座を開催した（39人参加）。また、同学級で別日に、人権啓発ビデオを鑑賞した（38人参加）。</p>	鶴瀬公民館 南畠公民館 水谷公民館 水谷東公民館	3 3 3 2
男女共同参画推進のための意識啓発	2	指標	固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会等を提供します。	<p>身近なジェンダーに気づき、男女共同参画意識を高めるための講演会及びセミナーを実施。</p> <p>男女共同参画講演会 テーマ：「家庭も、働き方も、夢も、自分らしく～ガンが教えてくれたこと～」 日 程：8月3日（土） 会 場：鶴瀬コミュニティセンターホール 講 師：木山裕策 氏（歌手） 定 員：250名 参加者：200名</p> <p>男女共同参画セミナー① テーマ：「もしものために…避難所生活をイメージする～多様性に配慮し、男女共同参画の視点を～」 日 程：11月17日（日） 会 場：ピアザ☆ふじみ 多目的ホール 講 師：薄井篤子 氏 （埼玉県男女共同参画推進センター事業コーディネータ） 定 員：50名 参加者：34名</p> <p>男女共同参画セミナー② テーマ：「これを知らずに働けますか？…～生きづらさの正体 貧困の構造を知り、解決策を考える～」 日 程：2月2日（日） 会 場：鶴瀬西交流センター 多目的ホール 講 師：竹信三恵子 氏（ジャーナリスト・和光大学名誉教授） 定 員：50名 参加者：31名</p>	人権・市民相談課	3
	3		市広報やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の提供や、「富士見市男女共同参画推進条例」、「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」等、関連する法律や条例、制度についての周知を行います。	市広報6月号「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」において、「6月23日～29日は男女共同参画週間」、9月号において、「防災・災害対応と男女共同参画」、11月号において、「性暴力被害をなくそう」を掲載。その他、市ホームページ等での周知を行った。	人権・市民相談課	3
	4		男女共同参画の関連図書を充実します。男女共同参画週間等に、定期的にテーマ展示を行います。	<p>6月の男女共同参画週間及び11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、中央図書館において、関連図書の展示を行った。6月は、パネル展示「災害と男女共同参画」を併せて実施した。</p> <p>図書館において、女性に対する暴力をなくす運動期間に、ミニ展示として関連書籍の紹介を行った。また、二十歳式で、デートDV防止を呼び掛ける広報物の配布を行った。</p>	人権・市民相談課 中央図書館（生涯学習課）	3 3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った表現の浸透	5	指標	男女共同参画の視点から、メディア等の発信する情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を養えるよう啓発を行います。	市ホームページにおいて、メディア・リテラシーに関する情報を掲載している。	人権・市民相談課	2
				1人1台端末の活用を進めるとともに、埼玉県ネットトラブル注意報を用い、情報モラルに関する指導を行った。富士見市教育情報セキュリティーポリシーの整備に取り組んだ。	学校教育課	3
情報の発信における表現の配慮	6		市が情報発信をする際に、男女共同参画の視点に配慮します（イラストカット及び表現等）。	市広報等の情報発信の際、男女の固定的な性別役割分担意識を助長する事がないよう、男女共同参画の視点に配慮した。	全課	3
男女共同参画の意識に関する調査・研究	7	指標	男女共同参画に関する意識調査を実施し、達成度の検証を行い、「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」の推進に反映させます。	令和6年度第3回及び第4回富士見市アンケートモニター調査において、男女共同参画に関する項目を設け、男女の平等感（平等であると思う人=23.7%）や男女の固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」に同感しない人=67.1%）などのデータを得た。	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
学校等での男女平等教育への取り組み	8		学校で使用する児童生徒の諸表簿等の関係書類や男女混合名簿について、男女平等意識の形成の視点から継続します。	市内全校（小・中・特別支援学校）において、男女混合名簿を作成し、活用をしている。	学校教育課	3
	9		学校生活を通して、児童生徒の人権への意識を育むことで、児童生徒が性別による偏見を持ったり、差別をしたりすることがないよう指導します。	全ての教育活動を通して、男女平等の理念を教職員が共有し、児童生徒に接することで、人権意識を育む教育を推進してきた。また、包括的セクシュアリティ教育において、助産師等を講師として招聘する「いのちの授業」を市内全校で実施し、男女の協力の大切さに気づくことができるような授業を実施した。	学校教育課	3
	10		児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識に捉われず、適切な教育が行えるよう、教職員への研修機会の充実を図ります。	夏季休業中などで、県の資料等を活用した校内研修を行い、教職員の意識啓発をするとともに、学んだことを活かした学級経営、授業実践を行い、発達段階に応じた指導を行った。	学校教育課	3
	11		“はづらつ社会体験事業”等を通して、性別に関係なく、主体的に進路を選択する力を身につけることができるよう、個性を生かした生活指導・進路指導を行います。	「はづらつ社会体験事業」の充実に力を入れており、キャリア教育につながる講演会等を行った。新型コロナウィルス感染症の影響で中断していた職場体験を、令和6年度は、市内2校で実施することができた。キャリアパスポートを、全校において実施し、小学校1年生から中学校3年生まで毎年、将来を見据えた自分について考えるようにした。	学校教育課	2
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	12		あらゆる世代に対し男女の人権・男女共同参画の視点に配慮した事業を企画します。また、保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	男女共同参画講演会及びセミナー実施の際、土日の開催とし、子ども同伴の参加もできるようにしている。また、手話通訳の派遣を依頼し、バリアフリーに配慮した。	人権・市民相談課	3
				幼児から高齢者まで、男女、世代を問わず参加できるコンサートを休日に開催した。 ＜音楽でいい友＞ 日 程：11月9日(土)、12月7日(土) 会 場：ふじみ野交流センター 多目的ホール 定 員：各回100名 参加者：延97名 内 容：様々なジャンルの音楽コンサート	ふじみ野交流センター	3
				紙芝居読み聞かせ 日 程：4月19日、5月17日、6月21日、9月20日、10月18日、11月15日、12月20日、1月17日、2月21日、3月7日 会 場：鶴瀬西交流センター 講 師：紙芝居ボランティア 定 員：20名程度 参加者：各日5～10組程度の親子が参加 内 容：子育て世代や高齢者を対象に紙芝居を演じる。	鶴瀬西交流センター	3
				中央図書館において、週1回託児サービスを実施するなど、小さいお子さんの保護者が利用しやすい図書館サービスの提供に努めた。	生涯学習課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	12		あらゆる世代に対し男女の人権・男女共同参画の視点に配慮した事業を企画します。また、保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	<p>「お母さんのステップアップ講座」(保育付)</p> <p>日 程 ①6月21日、②6月28日、③7月12日、④10月18日、 ⑤10月25日、⑥11月15日</p> <p>内 容 ①「ネイルケアとオイル作り」 ②「簡単おやつ作り」 ③「親子で楽しむリトミック♪」 ④「ヨガストレッチ」 ⑤「より良い親子関係を築くために～親のメンタルヘルス編～」 ⑥「抱っこでごきげんベビーダンス」</p> <p>講師： ①ケアビューティスト ②健康増進センター 管理栄養士 ③リトミック講師 ④ヨガインストラクター ⑤教育相談室室長 ⑥市民人材バンク登録講師</p> <p>会 場：鶴瀬公民館 第三集会室ほか</p> <p>参加者：延べ84名</p>	鶴瀬公民館	3
				【子育て支援事業】 ・ちびっこあおむし 未就学児とその保護者を対象に、子育てに関する学習と交流を開催。 毎月1回（年12回）開催。 参加者：延べ176組（394人）	南畠公民館	3
				パパママのステップアップ講座において、保育の設置を行い、子育て中の方も参加しやすい形式での実施に取り組んだ。	水谷公民館	3
				乳幼児から高齢者まで、世代に応じた各種講座等を開催した。子どもや若い世代を対象とする事業は、土日を開催日にするよう努めた。	水谷東公民館	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進	13		多文化共生を理解するための講座の開催や国際理解の授業など、国際的な視野を持てるための教育・学習機会の充実に努めます。	<p>〈やさしい日本語講座〉 ①(市民向け) テーマ：やさしい日本語講座 日 程：10月6日(日) 講 師：こども日本語学習クラブ 会 場：キラリ☆ふじみ 展示・会議室 参加者：374人(国際交流フォーラム内で実施。参加者の人数は国際交流フォーラム全体の参加者人数。) 内 容：外国籍の方に、やさしい日本語で話すことが相互理解に繋がることについて、理解を深めた。</p> <p>②(市職員向け) (再任用職員・会計年度任用職員を含む。) テーマ：共生社会実現のための「やさしい日本語講座」研修 日 程：2月4日(火) 講 師：国際日本語普及協会講師(埼玉県地域日本語教育コーディネーター) 会 場：市役所 第2・第3会議室 参加者：18名 内 容：県内の状況や「やさしい日本語」に取り組む必要性を意識することで、行政からのお知らせや施策などに活かし、共生社会を推進する一助とする目的で実施。</p> <p>〈セルビア共和国関連出前講座〉 ①テーマ：国際交流に取り組む埼玉県と富士見市 日 程：1月29日(水) 講 師：会計年度任用職員(セルビア共和国出身) 会 場：つるせ台小学校 対 象：つるせ台小学校4年3組</p> <p>②テーマ：セルビア講座(国旗について、セルビア講座、質疑応答) 日 程：2月19日(水) 講 師：会計年度任用職員(セルビア共和国出身) 会 場：つるせ台小学校 対 象：つるせ台小学校4年生</p>	文化・スポーツ振興課	3
				<p>英語指導助手(AET)8名を中心に行われたイングリッシュサマー キャンプの実施により、市内小・中学校で、児童生徒が生きた外国語に触れたり、異文化への理解を深めたりすることができた。</p> <p>日 程：7月25日(木)、26日(金)、30日(火)～8月2日(金) 会 場：ふじみ野交流センター、鶴瀬西交流センター 対 象：市内小学生3年生、5年生 定 員：3年生：80名 5年生：40名 内 容：英語を直感的に理解し、活動を楽しみながら英語でのコミュニケーションが図れるようにする。</p>		
外国人市民が安心して暮らせるための支援体制の充実	14		富士見市国際友好協会やNPO団体、市民団体等と協力して国際交流フォーラム等を開催し、市内や近隣に在住する外国籍市民との交流を図ります。	<p>国際交流事業「ミニ扇だこ作りと難波田城公園ガイドツアー(外国籍市民との交流事業)」 主 催：国際友好協会(市事務局) 日 程：2月15日(土) 会 場：難波田城公園(資料館) 参加者：18名 内 容：外国籍市民の方々との交流を図るイベント</p> <p>国際交流フォーラム 主 催：国際友好協会、市、教育委員会 日 程：10月6日(日) 会 場：キラリ☆ふじみ 参加者：374人 内 容：地域の国際化が進む中で、多様な文化について、互いに理解を深め、ともに暮らすことができる多文化共生の地域づくりを目指して実施</p>	文化・スポーツ振興課	3
				<p>日本語指導員を派遣し、外国籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等での児童生徒の不自由さの解消を図ります。</p> <p>日本語指導教員が新たに1名配置され、個々の困り事に合わせた具体的な指導・支援が展開されてきた。 支援を要する児童生徒：小学校9人、中学校4人 指導員：4人 件 数：237件</p>		
情報の収集と提供	15			<p>日本語指導員を派遣し、外国籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等での児童生徒の不自由さの解消を図ります。</p> <p>日本語指導教員が新たに1名配置され、個々の困り事に合わせた具体的な指導・支援が展開されてきた。 支援を要する児童生徒：小学校9人、中学校4人 指導員：4人 件 数：237件</p>	学校教育課	3
				<p>地域のNPO団体と協力し、市ホームページへの多言語による生活ガイドの掲載や外国籍市民生活相談の充実に努めます。</p> <p>〈外国籍市民のための生活ガイド7カ国語版〉 (2市1町合同で委託) 市ホームページに「外国籍市民のための生活ガイド7カ国語版」をリンクし、外国籍市民に対し、日常生活に関する情報提供を実施しており、例年どおり内容更新を実施。</p> <p>外国籍市民のための相談窓口を開設。 〈外国籍市民相談〉 毎週木曜日13:00～16:00 市役所 第3相談室(予約制)、毎週金曜日10:00～13:00 ふじみ野国際交流センター(対面、電話)</p>		
情報の収集と提供	17		男女共同参画に関する国際会議、諸外国情報等を積極的に収集し、市民へ提供します。	<p>国・県からの情報誌や新聞、ホームページなどで情報を幅広く収集しており、適宜、必要な情報を、常設コーナーや庁舎内掲示板に掲示している。</p>	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向(1)ハラスメントを許さない意識づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
各種ハラスメント防止のための意識啓発	18		セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントなどを防止するため、市広報やホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。	市広報11月号「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」において、「性暴力被害をなくそう」の記事掲載を行った。	人権・市民相談課	3
	19		職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務付けられたことから、市内事業主に対して「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」などの法律についての周知、啓発を行います。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
法や制度の周知	20		高齢者・障がい者への虐待について、各法律の周知や被害防止のための啓発を行います。	高齢者の虐待等権利擁護に関する相談先として、高齢者あんしん相談センターの周知を行った。また、二市一町主催で介護関係者への虐待防止ネットワーク研修会を対面形式で開催し、講義とグループワークを通じて、虐待防止の周知・啓発を行った。	高齢者福祉課	3
				富士見市障害者施策推進協議会および相談支援部会、事業所連絡会において、虐待の通報義務について周知した。	障がい福祉課	3
	21		埼玉県青少年健全育成条例や富士見市いじめ防止条例についての周知を行います。	【いじめ防止条例】 いじめに関する相談先等を案内する内容のポケットティッシュを作成し、学校やいじめ防止センター等に配布した。 また、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめセンター向けに、講演会を開催した。 テーマ：市内のいじめの現状とその対応について 日 程：3月18日（火） 会 場：富士見市役所 全員協議会室 参加者：21人	子育て支援課	3
				各種条例の周知について、青少年関係団体が企画・実施する事業の支援を行うことを通じて、間接的に条例周知を行った。	生涯学習課	2

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向(2)ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
相談体制の充実	22	家庭、学校、職場や地域等、あらゆる場における様々な嫌がらせやいじめの悩み事に対し、個々に応じた適切な相談窓口へつなぎます。		セクハラやパワハラ等の各種ハラスメントを対象とする相談窓口を、設置している。	職員課	3
				人権・市民相談課の相談窓口において、相談内容に応じて市民相談や、県の労働相談等へつなぎます。	人権・市民相談課	3
				ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布などを実施した。	産業経済課	3
				いじめの認知を確実にするよう指導するとともに、各学校にいじめアンケート等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を進めるよう指導した。	学校教育課	3
				電話や対面での相談に加え、公民館等を利用した出張教育相談、公認心理師による心理相談や特別支援教育相談、医療機関と連携した教育相談等の相談活動を行った。また、スクールソーシャルワーカーが生徒指導訪問に帯同し、学校との連携を密にした。	教育相談室	3
相談体制の充実	23	高齢者・障がい者・児童への虐待についての相談を受け、個々の状況に応じた支援を行います。		高齢者虐待等の通報や相談があった際に、高齢者あんしん相談センターや関係機関と連携して情報を収集し、情報共有やケース検討を実施。必要に応じてコアメンバー会議を開催し、対応の協議を行い、関係機関と連携し、高齢者及び家族への支援、介護負担軽減に向けた提案など、養護者支援を行った。	高齢者福祉課	3
				虐待通報について、埼玉県マニュアルに沿った対応を行うことができた。	障がい福祉課	3
				児童虐待通告があった場合には、関係機関等への必要な調査を実施した上で、しかるべき指導・支援を行った。対応の中で出てきた様々な課題に対しては、関連する関係機関と連携して対応を行った。また、子どもを守る地域協議会において、関係機関との連携強化を図った。	子ども未来応援センター	3
	24	専門カウンセラーによる女性相談を定期的に実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。		女性相談では、心理カウンセラーによる精神面等の相談、DV相談では、NPO法人スタッフによる生活面の相談や支援等を行った。	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(1)男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	25		男女平等及びリプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた男女の性に関する教育の充実に取り組みます。また、正しい知識と認識を深め、お互いの性の人権を大切にし合えるよう、「体育（保健体育）」、「家庭（技術・家庭）」、「特別な教科道徳」及び「総合的な学習の時間」、「特別活動」などを通じて指導します。	各教科において指導に合わせ、包括的セクシュアリティ教育については、年間指導計画を作成し、市の委嘱研究を進めてきた。各学校には、関係機関と連携して取り組むよう働きかけている。	学校教育課	3
	26		小・中学校において、関係機関で作成される、性とジェンダーに関する資料の活用を図るとともに、性的マイノリティを含む多様な性への理解のための情報提供を行います。	児童と保護者が一緒に取り組める「家族でやってみよう ジェンダーチェック」を市内全小学4年生に配布した。アンケートでは、「親子ともに、性別で区別するのではなく、周囲の人の個性や多様性を受け入れたいと思った」等の回答を得た。	人権・市民相談課	3
	27		児童生徒及び市民の健全な心身の発達のため、薬物の害及びエイズや性感染症についての知識を普及し、その予防に取り組みます。	ふるさと祭りの場を活用して、薬物乱用防止キャンペーンを行った。薬物乱用防止のための啓発品を配布し、薬物についての知識が普及されるよう努めた。	生涯学習課	3
	28		生活環境の保全のための啓発を行い、環境汚染による健康被害の未然防止に取り組みます。	体育（保健体育）科において、児童生徒の発達段階に応じて指導するとともに、各学校において薬物乱用防止教室を実施している。	学校教育課	3
	29		リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透を図るための学習機会や情報の提供を行います。	市ホームページへの啓発記事掲載及び庁舎内の男女共同参画コーナーにおいて、リーフレット等を配架した。	人権・市民相談課	3
	30		両親学級を通して、男女が互いの性を理解し、健康な妊娠生活の継続と男女共同参画による子育てを推進します。	両親学級では、制度や保育、環境と衣類などの一般的な出産準備の内容だけではなく、妊婦体験や家族計画、赤ちゃんとの生活等の講義を通じて、男女の性の違いや、妊娠・出産による体や精神面の変化等をホームページでの動画掲載や、対面の講義において周知した。	子ども未来応援センター	3
	31		子どもに対する性犯罪の防止に役立つ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	110番三角旗の点検や配布を行った。10月には、地域のパトロールの一環として環境パトロールを実施し、青少年の犯罪防止に努めた。	生涯学習課	3
	32		インターネットやスマートフォンを利用した性犯罪、人権侵害行為等を防ぐため、メディアの情報についての正しい判断能力を身につけられるよう、児童生徒及び保護者に向けて啓発を行います。	埼玉県ネットトラブル注意報を各校へ情報提供し、学校から児童生徒及び保護者への啓発を図った。	学校教育課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(2)生涯にわたる健康づくりの支援

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
からだとこころに関する相談等の充実	33		年代や性差に応じた健康に関する相談窓口の充実に努めます。	年代や性差に応じた健康相談を実施した。 ・成人健康相談 267人 ・高齢者健康相談 399人	健康増進センター	3
	34	再掲	専門カウンセラーによる女性相談を定期的に実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	女性相談では、心理カウンセラーによる精神面の相談を継続したり、他の相談につなぐなどの支援を行った。	人権・市民相談課	3
妊娠・出産・育児に関する健康支援	35		妊娠婦の健康づくりに対する取り組みの充実に努めます。	妊娠届出時の面接、妊娠中の電話やアンケート、医療機関からの連絡等から、状況を把握し、必要に応じて支援を実施した。	子ども未来応援センター	3
	36		妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、妊娠健康診査の費用の一部を助成します。	国および県が望ましいとする基準の妊娠健康診査と産婦健康診査の内容について、その費用の一部を助成した。	子ども未来応援センター	3
	37		妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処できる相談・支援体制の充実に努めます。	妊娠婦へ伴走型相談支援を行う中で、精神的、経済的問題を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、継続して支援を実施した。また、経済的支援として、出産・子育て応援給付金の支給、ベビーギフトの提供を行った。	子ども未来応援センター	3
生涯を通じた健康づくりの支援	38		一人ひとりがライフステージに応じて主体的に継続的に健康を維持できるよう、生活習慣病等疾病の予防や介護予防のための学習の機会を提供し、各種健（検）診制度の充実と受診率向上を目指した普及啓発に取り組みます。	食や健康づくりに関する教育や、各々の健康状態に合わせた教室を実施した。 ・集団健康教育 教室等参加者 78回 1,388人 ・介護予防関係 教室・講座参加者 155回 2,795人	健康増進センター	3
	39		男女の心身の健康・生きがいづくりの一環として、地域でのスポーツ行事や講座等を開催します。	<心のバリアフリー研修> 内 容：心のバリアフリー講義及びデフバドミントン体験 日 程：2月11日 会 場：市民総合体育館 サブアリーナ 講 師：日本デフバドミントン協会 矢ヶ部 紋可 氏 長原 茉奈美 氏 参加者：17人 <車いすハンドボール体験教室> 内 容：パラスポーツ体験（障がいへの理解） 日 程：①6月12日・7月2日 ②8月20日 ③11月20日 会 場：①水谷東小学校 ②市民総合体育館 メインアリーナ ③勝瀬小学校 講 師：上原 大祐 氏 参加者：①34人 ②35人 ③90人 <ボッチャ市民交流大会> 内 容：ボッチャ 日 程：8月24日 会 場：市民総合体育館 メインアリーナ 参加者：10チーム（38人）	文化・スポーツ振興課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向(1)多様な性への理解促進

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
性の多様性についての意識啓発	40	新規	性別に起因する偏見や固定観念等により、困難な立場に置かれている性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行います。 (市広報等での周知、市民向けの講座、市内事業所向けの周知、国や県の小・中学校教職員研修、人権講演会、男女共同参画職員研修等)	<男女共同参画職員研修> テーマ：「男女共同参画基礎講座～あらゆる場面にジェンダーの視点を～」 講師：埼玉県男女共同参画推進センター専門員 日程：10月30日(水) 会場：市民総合体育館 参加者：34名 内容： <ul style="list-style-type: none">男女共同参画社会とは男女共同参画の現状と課題を知る誰もが働きやすく生きやすい世の中にするには ※人権・市民相談課と共に	職員課	3
				市ホームページ等での情報提供のほか、令和4年4月より「富士見市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど、多様な性及び性的マイノリティに関する理解促進を行っている。	人権・市民相談課	3
				国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
				関係資料を活用し、性とジェンダーや多様な性についての指導を行い、一人ひとりが互いの人権を尊重する意識を持つことができるよう努めている。	学校教育課	3
環境の整備	41	新規	性的マイノリティや子育て家庭、高齢者、障がい者を含め、すべての人が安心して使えるよう、男女別トイレの他に誰でも使える「多目的トイレ」の整備に努めます。	各施設管理担当課からの改修計画・要望をもとに、助言・技術協力をを行い、整備を進めた。 勝瀬中学校・水谷中学校体育館のトイレ洋式化、多機能トイレの整備を実施。 ふじみ野小学校トイレの洋式化を実施。	営繕課	3
				勝瀬・水谷中学校： 体育館の長寿命化工事に伴いオストメイト、おむつ交換台付の多機能トイレを設置 ふじみ野小学校： トイレ改修工事において、便器洋式化、床ドライ化を実施	教育政策課	3
	42	新規	性別を特定する必要がない市の手続きやアンケート等において、性的マイノリティの心理的負担の軽減に配慮します。	市が作成するアンケート等について、特に理由がある場合を除き、性別記載欄を設けないよう、毎年通知をし、全庁に配慮を促している。	全課	3
	43	新規	同性カップルの抱える生きづらさを解消し、性の多様性について広く啓発していくため、「パートナーシップ宣誓制度」の導入に向けた取り組みを進めます。	令和4年4月1日より「富士見市パートナーシップ宣誓制度」を開始。令和7年2月5日からは、埼玉県内自治体と連携協定を結び、制度利用者の県内の転出入の際の手続きの簡素化を図っている。	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向(2)多様な性に関する相談ができる体制づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
相談体制の充実	44		性的マイノリティ及びその家族の相談について、個々に応じた適切な相談窓口につなげます。また、研修の受講等により、対応する職員及び相談員の理解を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。	性的マイノリティへの理解を深め、個々に応じた適切な相談窓口へつなぐことができるよう、研修の内容を職員間で共有している。	人権・市民相談課	3
				関係課と連携し、校長会等で情報提供了。各学校には開かれた学校を目指すとともに、関係機関と連携して取り組むよう働きかけていく。	学校教育課	3
				性的マイノリティについての相談があった場合は、来談者の要望や学校等の環境、指導体制について、十分な合意形成が図られるよう、取り組んだ。	教育相談室	3

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向(1)配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	45	指標	配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートDV、リベンジポルノ等）の根絶を目指し、講演会・市広報・ホームページ等を活用し、啓発を行います。	市広報及び市ホームページ、SNSにおいて、無料相談の周知やDV防止の啓発記事を掲載するとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問合せに応じて各種相談窓口を案内している。 市広報11月号「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」では、「性暴力をなくそう」をテーマに、記事掲載を行った。	人権・市民相談課	3
				図書館において、女性に対する暴力をなくす運動期間に、ミニ展示として関連書籍の紹介を行った。また、二十歳式で、デートDV防止を呼びかける広報物の配布を行った。	生涯学習課	3
				関係機関からの啓発資料を有効活用し、児童生徒への啓発を図った。	学校教育課	3
性犯罪等の防止	46		女性や高齢者の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署と連携し、リーフレットの配布・講習会の開催を通して啓発に努めます。また市民協働による地域防犯パトロールへの支援や、犯罪を未然に防ぐための取り組みを推進します。	地域における防犯活動を更に推進させるための知識と意欲を高揚するため、自主防犯活動リーダー講習会を実施した。 また、自主防犯活動団体で定期的・継続的に行っている青色防犯パトロール力-を活用した地域パトロール活動の取り組みとして、青色防犯パトロール講習会を実施した。 自主防犯活動リーダー講習会 テーマ：見守り手の多様化と活動のポイント 講 師：東入間警察署 生活安全課 生活安全係長 特定非営利活動法人 日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 日 程：8月7日（水） 対 象：町会関係者、各学校防犯担当職員、スクールガード関係者、 その他市民等 会 場：キラリ☆ふじみ マルチホール 定 員：180人 参加人数：100人 内 容：最新の犯罪情勢や、地域安全の課題、見守り手不足の対策等 の講話に加え、ミニシンポジウムを行うことで、防犯知識の 取得を図った。 青色防犯パトロール講習会（2回開催） テーマ：近年の犯罪情勢と青色防犯パトロールの実施要領について 講 師：東入間警察署 生活安全課 生活安全係長 日 時：①5月15日（水） ②3月26日（水） 対 象：富士見市青色防犯パトロール隊員、新規入隊者 会 場：富士見市役所 会議室 定 員：なし 参加人数：①51人 ②43人 内 容：青色防犯パトロールの方法や警察による最新の犯罪情勢の講 和を実施し、防犯知識の取得を図った。	協働推進課	3
	47		夜間における女性の性犯罪の被害を防止するため、防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。	令和6年度における防犯灯の新規設置数 電柱共架：15基		

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向(2)支援体制の充実

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
	48		「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の保護及び自立支援に関する情報提供を行います。	NPO法人によるDV相談窓口設置のほか、市広報において、無料相談の周知を図るとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問い合わせ内容や個々の状況に応じた情報提供及び支援を行っている。	人権・市民相談課	3
DV被害者への支援	49		DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	関係機関との連携を密接に取りつつ、選挙人名簿の閲覧におけるDV被害者の保護に取り組んだ。	総務課	3
				関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。担当課間ににおける情報連携基盤の運用管理を行った。	ICT推進課	3
				DV被害者の個人情報については、共通認識を持ち管理・運用をしている。また、新規支援者から申出書を受領後、情報リストを作成し、関係各部署へ迅速に情報を提供。決定後には、改めて情報提供を行い、漏れがないよう、連携を密にして対応を実施。	市民課	3
				関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。被害者の個人情報についても、担当者間の共通認識のもと、運用管理をしている。また、独自業務マニュアルに基づき、職員に周知徹底を図っている。	保険年金課	3
				引き続き、関係機関との連携を図りつつ、部内及び課内において、情報を共有し、支援対象者の個人情報の保護について厳格に対応した。	税務課	3
				関係機関と密接な情報連携を図りつつ、課内において、被害者の個人情報を厳重管理するとともに、あらゆる事務処理、関係業務において、常に情報管理を徹底し、業務を遂行した。	収税課	3
				配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議の中で、DVに関する認識及び情報の共有を図った。	人権・市民相談課	3
				DV被害者への対応として、所管する「児童扶養手当」「児童手当」等について、相談を受けるとともに、関係課や県、他自治体と連携し、必要な手続きなど、迅速な対応を行った。	子育て支援課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
DV被害者への支援	49		DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	DV被害者の入所支援の実施、また、児童虐待に関しては、保護者・子どもと接する保育者が発見しやすく、ケースにより多く声かけをするとともに、関係機関とも連携し、注視してきた。	保育課	3
				児童虐待対応において、DVに関する課題が出てきた場合には、配偶者暴力相談支援センターへの相談を案内した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議等において、情報共有を行い、連携を図った。	子ども未来応援センター	3
				生活保護受給者及び生活困窮者のDV被害者への支援については、関係機関との連携及び課内の情報共有を図りながら、適切な対応に努めた。また、DV被害者情報については、システムに登録することで、情報の共有を図った。	福祉政策課	3
				配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議に参加し、協議や情報交換を行うとともに、支援に関する対応等、関係部署との連携を図った。	高齢者福祉課	3
				配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議における内容について、課内において、情報共有と必要な支援が適切に行えるよう、庁内連携について周知を図った。	障がい福祉課	3
				関係機関と情報共有・連携を密にしながら、個人情報の管理を徹底し、各種事業を実施した。	健康増進センター	3
				被害者から相談や問い合わせがあった場合は、市営及び県営住宅の紹介や埼玉県住まい安心支援ネットワーク登録の「あんしん賃貸住まいサポート店」について、紹介を行っている。令和6年度は、支援実績なし。	建築指導課	3
				関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施した。委託業者にも個人情報の取扱いに細心の注意を払うように周知した。	水道課	3
				関係機関と連携して情報共有を図り、学校と情報交換を行った。必要に応じて、各学校で実施する「ケース会議」に参加し、学校の対応について支援した。	学校教育課	3
	50		女性相談・DV相談等、生活面及び精神面での相談体制の充実を図り、被害者の状況に応じた支援を行います。	女性相談において、心理カウンセラーによる精神面の相談、DV相談では、NPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援等を行った。また、被害者の状況により、関連部署と連携を図りながら支援をした。	人権・市民相談課	3

基本目標IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(1)審議会等への女性の参画拡大

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
女性の参画を促進する基盤づくり	51		各種審議会など、市政に関わる女性があらゆる政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、啓発を行います。	市ホームページにおいて、政策・方針決定過程への女性の参画の重要性についての記事掲載を行っている。	人権・市民相談課	3
市政への男女共同参画の推進	52	指標	各種審議会等市政に関わる機関の女性委員の割合40%を目指し、また男女比率が、一方の性が60%を超えない範囲を目標にします。	「審議会等の設置運営に関する指針」に基づき、各審議会の女性委員の割合40%を目指して取り組んでいる。(令和6年度は33.1%)	全課	3
	53	指標	女性職員の管理職への昇任意欲の向上と、より多くの女性職員を管理職にするための環境整備を進めます。	平成25年度から、要件を満たした全ての職員が選考対象となる制度へ変更した。その結果、従来の試験制度と比べ選考の対象となる職員の裾野が広がり、女性管理職の割合は、全体の20.5%となっている。令和5年度から新たな取組みとして、女性職員を対象にキャリア形成や昇任・昇格に対する意識高揚を図る機会とすることを目的とした研修を実施している。	職員課	3
市内事業所における女性登用	54		男女労働者間に生じる格差解消のため、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に関する啓発及び情報提供に努めます。	富士見市男女共同参画プラン(第4次)の中で掲載しているほか、国・県から送付される啓発冊子等について、関係課と連携し、公共施設への配置をするなどして周知をしている。 国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	人権・市民相談課 産業経済課	3

基本目標IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(2)女性の参画促進に向けた人材の育成

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
人材育成のための学習機会の提供	55		女性の活躍をテーマとしたセミナー・研修等の開催や、情報提供を行います。	<p>男女共同参画セミナー テーマ：「これを知らずに働けますか…～生きづらさの正体 貧困の構造を知り、解決策を考える～」 日 程：2月2日(日) 会 場：鶴瀬西交流センター 多目的ホール 講 師：竹信三恵子氏（ジャーナリスト・和光大学名誉教授） 定 員：50名 参加者：31名 内 容：身近なジェンダーに気づき、男女共同参画意識を高めるためのセミナー。</p>	人権・市民相談課	3
女性の活躍の場の提供	56	指標	「富士見市市民人材バンク」の有効活用等、市内で活躍する女性の経験を生かせる機会の提供や、活動の場などの情報提供を行います。	<p>人権・市民相談課の男女共同参画コーナーにおいて、市民人材バンクのリストや、女性活躍に関する国・県のリーフレット及びイベントのチラシ等を配架し、情報提供を行った。</p>	人権・市民相談課	3
				<p>富士見市市民人材バンクの活用と、市内で活躍する女性に講師を依頼した。</p> <p>＜ふじみ野じゅく10月定例会＞ 日 程：10月18日(金) 定 員：40名 参加者：25名 内 容：はじめてのヨガ</p> <p>＜食文化講座＞ 日 程：12月14日(土) 定 員：12名 参加者：12名 内 容：イタリア料理</p> <p>＜自分で作るお正月飾り＞ 日 程：12月18日(水) 定 員：10名 参加者：10名 内 容：アートフラワーお正月飾り</p> <p>＜趣味講座＞ 日 程：2月8日(土) 定 員：10名 参加者：10名 内 容：ブリザーブドフラワーコサージュ作り</p> <p>会 場：上記全て「ふじみ野交流センター」</p>	ふじみ野交流センター	3
				<p>毎年5月から翌年3月まで開催する高齢者学級「水曜学級」のサークルのうち、7サークルにおいては、市内等で活躍されている方に講師を依頼した。(健康体操、コーラス、生け花、パワーアップ体操) また、10月1日開催の鶴瀬西交流センターフェスティバルの舞台発表会において、市民人材バンク登録者を司会者として起用した。</p>	鶴瀬西交流センター	3
				<p>未活用登録者については、推進員の会でモデル事業を実施し、登用に努めた。また、広報紙の発行や活動写真展の開催など、市民人材バンクが広く知られるよう周知に努めた。</p>	生涯学習課	3
				<p>子育て学習支援事業お母さんのステップアップ講座、ふじみ青年学級で、人材バンク講師利用、2回で2人</p> <p>1回目 日 程：11月17日 会 場：鶴瀬公民館 参 加 者：12名 内 容：サンキャッチャー作り</p> <p>2回目 テーマ：ベビーダンス 日 時：11月15日 会 場：鶴瀬公民館 参 加 者：16名 内 容：赤ちゃんを抱っこしたまま音楽に合わせてステップをふむセラピープログラム</p>	鶴瀬公民館	3
				<p>【子育て支援事業】 ・ちびっこあおむし ちびっこあおむしの元参加者が、子育ての経験を生かしてスタッフとして事業運営に参加。スタッフ9人。 ・わくわく子ども体験室 講師として、地域の女性が事業に参加。 日程：7月23日 内容：貯金箱作り 参加：25人 日程：7月25日 内容：エコチャーム作り 参加：16人</p>	南畠公民館	3
				<p>パパママのステップアップ講座の7回すべてを、女性の講師に依頼した。また、水谷文化祭の舞台協力や講座の講師等に、富士見市市民人材バンクを活用し、依頼した。</p>	水谷公民館	3
				<p>各種事業の講師やスタッフを女性に依頼することで、活躍される機会を増やしている。</p>	水谷東公民館	3
情報収集の場の提供	57		市内公共施設の空スペース等に男女共同参画コーナーを設け、常時情報の提供を行います。	<p>人権・市民相談課、鶴瀬西交流センター、ピアザ☆ふじみ、針ヶ谷コミュニティセンター内の男女共同参画コーナーにおいて、国・県のリーフレット及びイベントのチラシ等を配架し、情報提供を行った。</p>	人権・市民相談課	3

基本目標IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向(1)男女がともに働きやすい環境づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
ワーク・ライフ・バランスへの理解促進及び意識啓発	58		ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、男女が家事や子育て・介護等と共に担う意識を啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実させます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手帳交付時に併せて配布します。	男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる！』を母子健康手帳交付時や妊娠中の転入者に配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランス等について周知した。	人権・市民相談課	3
				男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる！』を母子健康手帳交付時や妊娠中の転入者に対しても配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについて周知した。	子ども未来応援センター	3
				ホームページ等において、セミナーや相談会に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
妊娠婦の健康管理の支援	59		安心して出産・子育てができるよう、母子健康手帳の交付、妊娠健診受診券の発行のほか、母性健康管理指導事項連絡カードの利用等を進めます。	母子健康手帳を741名に交付し、転入妊娠を含め832名に妊娠健診助成券を発行。また、仕事を持つ妊娠へは、面接や電話等の際に母性健康管理指導事項連絡カードの周知を行った。	子ども未来応援センター	3
雇用の場における男女共同参画の促進	60		働く男女の育児・介護休業取得率が向上するよう、市民や事業主等に対して育児・介護休業法に関する啓発をし、制度活用の促進に努めます。	男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる！』を母子健康手帳交付時や妊娠中の転入者に配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランス等について周知した。	人権・市民相談課	3
				ホームページ等において、セミナーや相談会に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	61		働く男女の有給休暇取得率が向上するよう市民や事業主等に対して啓発し、制度活用の促進に努めます。	男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる！』を母子健康手帳交付時や妊娠中の転入者に配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランス等について周知した。	人権・市民相談課	3
				ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	62		男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性労働者の能力の開発や向上のため、改正男女雇用機会均等法、家内労働法、パートタイム労働法、女性活躍推進法等の普及を図ります。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	63		湯茶の提供や、簡易作業を女性だけに限定する等の男女の固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善について事業主等へ働きかけます。	ホームページ等において、男女の固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善についての周知を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
64			事業と子育て・介護の両立や、子育て支援に積極的に取り組む企業を紹介します。	人権・市民相談課の男女共同参画コーナーにおいて、事業と子育て・介護の両立支援の冊子や、多様な働き方実践認定企業のレポート等を配架し、情報提供を行っている。	人権・市民相談課	3
				ホームページにおいて、多様な働き方実践認定企業を掲載した。	産業経済課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
多様な働き方の支援	65		女性の多様な働き方を支援するため、県女性キャリアセンター等を活用し、職業能力の開発や向上への支援及びフルタイム労働だけでなく在宅勤務や起業等の情報を積極的に収集・提供します。	在宅ワーカー育成セミナーを埼玉県女性キャリアセンターと共に実施。セミナーに関する情報提供のほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。 テーマ：在宅ワーカー育成セミナー【入門コース】 講師：株式会社キャリア・マム 日程：9月7日(土) 対象：在宅ワークに興味のある女性 内容：在宅ワークの基礎知識や心構え 会場：WEB (Zoom) 定員：100人 参加：164人 (富士見市18人)	産業経済課	3
	66		内職相談事業を充実させます。また、定期的に事業所の開拓を行い、提供する内容を充実させます。また、近隣市町村等と連携し、内職事業者情報等の収集及び情報提供を行います。	毎週水曜日と金曜日に内職相談室において、相談事業実施。また、広報誌において、内職委託事業所を募集。近隣自治体と合同で求人開拓・視察研修を実施し、内職事業者情報等の収集及び情報提供を行った。	産業経済課	3
	67		農業を営む家族が、男女共同参画の意識をもって働けるよう、就労条件などについて、家族の話合いを基本とする家族経営協定の締結を促進し、農業等に従事する女性の地位向上を図ります。	認定農業者や認定農業者を目指す農業者へ、制度について説明し、締結の促進を図った。 締結件数（累計）22件・相談2件	農業振興課	3
事業者としての市の取り組み	68		男女共同参画に関する全職員の意識向上を目指し、新たな課題や時代に即した研修の機会を提供します。	<男女共同参画職員研修> テーマ：「男女共同参画基礎講座～あらゆる場面にジェンダーの視点を～」 講師：埼玉県男女共同参画推進センター専門員 日程：10月30日(水) 対象：全職員 会場：富士見市民総合体育館 参加者：34名 内容： <ul style="list-style-type: none">・男女共同参画社会とは・男女共同参画の現状と課題を知る・誰もが働きやすく生きやすい世の中にするには <p>※人権・市民相談課と共に</p>	職員課	3
	69		全職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、残業を縮減するための仕事の見直しや、育児・介護を担う職員への理解促進など、意識啓発と就業環境の整備を進めます。	職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点から、リフレッシュデイの徹底や時間外勤務管理シートの活用による時間外勤務の縮減、また、年次有給休暇計画表の活用による計画的な休暇の取得などの取組みを実施した。 職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数 令和6年度：13日0時間	職員課	3
	70	指標	市内企業のモデルとして、「富士見市特定事業主行動計画」に基づき、意識啓発、環境整備を行い、介護休暇及び育児休業等取得率の向上に努めます。特に、男性職員の育児休業等の取得を促進するため、情報提供や管理職等の意識向上に努めるとともに、仕事の分担の見直し等を適宜行います。	制度の周知及び取得促進に努めた。 <ul style="list-style-type: none">・育児休業取得者 51人（延べ）うち男性19人（延べ）・介護休暇取得者 1人・子どもの出生時における「父親」の<ul style="list-style-type: none">①妻が出産する場合の休暇取得率 85.3%②育児参加休暇取得率 54.5%③育児休業等の取得率 95.0%④平均育児休業取得日数 2.3ヶ月	職員課	3
	71		育児休業中の職員が所属する部署に対して、必要に応じて職員の配置を検討します。	必要に応じて職員の異動や、会計年度任用職員の予算措置などを行い、必要な人員の確保に努めた。	職員課	3
	72		男女がともに自己のキャリア形成に関して早期の段階から意識を高く持てるよう、研修等の実施や、幅広く職務経験を積むことのできる人事配置を実施し、職員の資質向上に努めます。	入職3か年育成計画の中で、入職3年目の職員にキャリアデザインシートの作成を組み入れている。また、主査級以下の人事異動希望調書において、キャリアデザインの記入欄を設けている。	職員課	3
	73		性別にとらわれることのない職員配置や業務分担に配慮します。	性別にかかわらず、職員の能力や適性に応じて、配置・業務分担を行っている。	職員課	3
	74		ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取り組みを推進し、女性の登用を進めます。	管理職については、平成25年度から、要件を満たした全ての職員が選考対象となる制度へ変更した。その結果、従来の試験制度と比べ選考の対象となる職員の裾野が広がり、女性管理職の割合は、全体の20.5%となっている。 令和5年度から新たな取組みとして、女性職員を対象にキャリア形成や昇任・昇格に対する意識高揚を図る機会とすることを目的とした研修を実施している。 主査級については、平成25年度の昇任試験方法の見直しにより、原則として有資格者全員を受験対象とした。その結果、主査級の女性職員の割合は51.2%（再任用を除く）となっている。	職員課	3

基本目標IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向(2)仕事と子育て・介護の両立支援

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
保育（療育）施設の整備・充実	75	指標	保育施設の整備などにより、保育所の待機児童解消を目指します。	小規模保育施設の「にじいろルーム」開設により、待機児童解消に努めた。（令和7年4月開設）	保育課	3
	76		既存の心身障害児施設について、整備と内容の充実に努めます。	通園療育事業：通園児24人 地域療育支援事業：延べ利用人数980人 地域療育として、相談、言語指導、機能訓練、施設支援、グループ教室等を実施。 発達の遅れや障がいのある乳幼児の療育を行うとともに、保護者に対して子育て支援を行った。	みずほ学園	3
子育て支援事業の充実	77		放課後児童クラブの施設整備などにより、待機児童ゼロを継続します。	水谷第4放課後児童クラブを新設し、令和6年4月供用開始。定員超過のクラブについては、小学校の特別教室や体育館を借用するなど、関係機関と連携しながら児童の生活スペースを確保した。	保育課	3
	78	指標	ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。	会員数1,463人（依頼会員1,267人、提供会員139人、両方会員57人）、活動件数は、5,803件で、活発な活動となっている。仕事と育児の両立と子育て支援の充実を図った。	子ども未来応援センター	2
	79		児童の健全な遊び場・居場所となるよう児童館事業を推進します。	・関沢・諏訪・ふじみ野児童館のそれぞれの特色を生かして地域に密着した事業を行うとともに、子育て支援の取り組みを行った。 ・関沢児童館、ふじみ野児童館で夜間開館を実施し、中高生の居場所づくりを行った。 ・平成30年度から児童館の自主事業として、5月5日の「こどもの日開館」を実施している。 ・児童館のホームページやブログを活用し、開館情報を発信した。	保育課	3
	80		子育て支援センターの整備などにより、子育てに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。	幼保連携型認定こども園の「泉の森ふじみ」開園に伴う子育て支援センター開設に向け準備を行った。（令和6年6月開設）	保育課	3
				ふじみkids通信の発行及びホームページや富士見すぐすぐナビを通して、毎月情報発信を行ってきた。また、電話・面接を含め、ひろばでの相談が86件あり、子育てに悩む保護者の支援を行った。	子ども未来応援センター	3
				子どもの予防接種に関する情報提供や、相談等を実施した。	健康増進センター	3
	81		子どもの教育上の悩みをもつ保護者に対して電話や対面での相談を行います。長期間欠席児童生徒についても相談活動や適応指導教室「あすなろ」での受け入れ等をとおし、支援します。	電話、対面による相談を、のべ1,461件（R7.3.31集計時）実施した。 また、教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」では、31名の児童生徒を受け入れ、支援を行った。	教育相談室	3
	82		学習障害（LD）／注意欠損・多動性障害（ADHD）／高機能自閉症／知的障害等、市内小・中・特別支援学校に在籍する特別な配慮を要する児童生徒を支援するため、専門家を配置し、特別支援教育相談の充実に努めます。	障がいや特別支援、就学に関する相談を、のべ726件（R7.3.31集計時）実施した。また、イムス富士見総合病院と連携した相談や、跡見学園女子大学と連携した知能検査を行った。 特別支援教育推進プロジェクトチームを再編し、より効果的な支援を市内で共有した。	教育相談室	3
	83		保護者の教育費に関する負担の軽減を行うために、要保護・準要保護の児童生徒への援助費や就学児支度金新入学用品費の支給を行います。	経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する就学援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っている。また、新入学児童生徒に対して、就学援助費の一部事前支給を実施した。	学校教育課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
子育て支援事業の充実	84		保護者の負担の軽減を図るため、諸手当、医療費等の助成事業を推進します。	こども医療費の助成については、令和6年4月診療分から、対象年齢を15歳年度末から18歳年度末までに拡大し、入院・通院に係る医療費の自己負担分を助成した。	子育て支援課	3
	85		障がいのある児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、諸手当や医療費等の助成を行います。	特別障害者手当など、等級に応じたサービスの説明を丁寧に行った。	障がい福祉課	3
地域の子育て環境の整備	86		民間の子育て支援センターなど関係機関等と連携し、地域における子育て支援の充実に努めます。	民間の子育て支援センターの運営に対する補助を実施し、子育て環境を推進した。	保育課	3
	87		母子保健推進員による乳児家庭の全戸訪問を推進するため、推進員育成と充実に努めます。	市内11カ所の子育て支援センターが集まり、年5回の会議を行った。情報交換や課題を出し合い、意見交換を行った。また、10月30日には、全子育て支援センターが集まり協力しあい、子育て支援センター祭を開催した。	子ども未来応援センター	3
介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実	88		地域と連携し、公共施設等を利用した「地域子ども教室」や「子ども食堂」などの子どもの居場所づくり事業を進めます。	令和6年度に、市に移管した子ども未来応援基金を活用した団体への補助金を支給した。また、公共施設と調整を図り、定期活動やイベント開催を支援するなど、子ども食堂や学習支援教室など、子どもの居場所づくり団体の安定的な活動のための支援を行った。	子ども未来応援センター	3
	89		妊娠婦や子ども、高齢者等の交通弱者の安全、安心に配慮した道路整備・住環境整備を計画的に進めます。	「地域子ども教室」について、10教室が開催。地域や学校、家庭と連携し、子ども達が安心安全に遊べる居場所づくりに努めた。	生涯学習課	3
介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実	90		関係機関と連携し、公共施設等における福祉環境の整備に努めます。	子どもから高齢者まで、あらゆる利用者に配慮して施設を維持管理した。町会やボランティアにより、公園の花壇を管理いただいた。	都市計画課	3
	91		介護保険サービスや高齢者福祉サービスを適切に利用し、介護のために離職をしなくても済むよう、相談・支援の充実に努めます。	ふじみ野駅西口において、点字ブロックの更新工事を実施した。	道路治水課	3
	92		高齢者や障がい者、子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	各施設管理担当課からの改修計画・要望をもとに、助言・技術協力をを行い、整備を進めた。勝瀬中学校・水谷中学校体育館のトイレ洋式化、多機能トイレの整備実施。ふじみ野小学校トイレの洋式化実施	営繕課	3
				適切なサービスを必要な時に利用できるよう、パンフレットや市広報・市ホームページなどで、介護保険等のサービスの内容の周知を行った。また、高齢者あんしん相談センターなどの相談窓口などについても、広く周知を行った。窓口などの相談においては、状況に応じた助言や照会、情報提供など適切に対応した。	高齢者福祉課	3
				各保育所において、あそぼう会や園庭開放を実施した際に、保護者からの相談を受けることがあった。また、子育て支援ニュースにおいて、子育てヒントを掲載したり、電話相談も行っていることを周知した。	保育課	3
				生活保護制度では、面接相談員2名、就労支援相談員2名を配置して対応した。生活困窮者自立支援制度のうち、自立相談支援事業については、相談員3名体制で就労支援や家計改善等生活上の困りごとに関する相談に対応した。また、学習支援事業については、家庭での学習環境に課題を抱える生活困窮世帯等の小学生から高校生までを対象に、アウトリーチも駆使しながら学習支援や進学、進路等の相談に対応した。その他、令和5年度から、重層的支援体制整備移行準備事業を実施し、市民の多様な福祉ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築に努めた。	福祉政策課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実	92		高齢者や障がい者、子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	多様化・複雑化する相談にも対応できるよう、庁内の関係部署や高齢者あんしん相談センターなどの関係機関と連携しながら、問題解決に向けて情報共有や必要な支援を行った。また、高齢者あんしん相談センターが主催する介護者教室や認知症カフェなどの周知を行い、介護者支援につなげた。	高齢者福祉課	3
				児童発達支援事業所連絡会や計画相談事業所連絡会を通じ、情報を共有し、適切なサービスにつながるよう、支援した。	障がい福祉課	3
	93		ひとり親家庭への就労支援等の自立支援や、生活に関する支援の充実に努めます。	高等職業訓練促進給付金等を支給し、修業支援を継続した。 高等職業訓練促進給付金 7人 高等職業訓練修了支援給付金 1人 自立支援教育訓練給付金 4人	子育て支援課	3

基本目標V 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向(1)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男性の地域活動の参画促進	94	男性が地域の人とのつながりを大切にしながら暮らしていくよう、情報提供を行い、地域活動への参画を促進します。		地域広報紙「ふじみ野エクスプレス」のほか、館内のサークル紹介コーナーやギャラリーにおいて、サークルや団体の活動紹介を行った。また、「ふじみ野じゅく」において、男性も関心が高いテーマ（「ビール」「鉄道」「本」）を実施、男性の参加者が増えた。	ふじみ野交流センター	3
				毎月発行の交流センターだより「つるせ西だより」の紙面において、鶴瀬西地域の情報発信を行った。地域で活躍している市民の話題を取り入れ、読者の意識の醸成を図った。	鶴瀬西交流センター	3
				男性が地域活動へ参画することが出来るよう、また、広く市民が地域とつながりを持ち心豊かに暮らしていくよう、富士見市の生涯学習について、まとめた生涯学習ガイドを発行し、情報提供に努めた。	生涯学習課	3
				健康スマイル講座において、男性の関心が高いテーマの講座を企画、実施した。	鶴瀬公民館	3
				【高齢者支援事業】なんばた学級 地域の60歳以上を対象として、運営委員会で年間の事業計画を作成し、全体学級を10回開催した。	南畠公民館	3
				館内掲示やサークル活動公開月間により、男性が地域活動に参画するための情報提供を行った。	水谷公民館	3
地域の人才の登録と活用	95	ボランティアへの意欲、経験や知識を活かして地域との関わりが持てるよう、「富士見市市民人材バンク」や「富士見市ボランティアセンター」等への登録を促進します。		富士見市社会福祉協議会が運営する富士見市ボランティアセンターでは、ボランティアグループの活動等を紹介する「うさみんクラブ通信」の発行回数を年2回から3回に増やした。また、各種SNSによる情報発信と併せて、ボランティアスクール等のボランティア活動に興味・関心を抱くきっかけとなるイベントの開催をした。結果、登録団体数は減少したが、個人の登録ボランティア数は増加した。 ボランティアセンター登録数（R7.3.31時点） 団体：102団体（1,647名）個人：168名	福祉政策課	3
				広報紙の発行や活動写真展の開催、モデル事業の実施など、市民人材バンクが広く知られるよう周知に努めた。	生涯学習課	3
NPO団体・ボランティア団体等の交流の場づくり	96	NPO団体・ボランティア団体等の交流の場づくりなど、多様な地域活動を推進します。		市内NPO交流会 市内NPO法人や市民活動団体などの交流や情報交換の場づくり 日 程：2月13日（木） 対 象：市内NPO法人や市民活動団体 会 場：鶴瀬西交流センター 多目的ホール 定 員：20名程度 参加者：市内NPO法人や市民活動団体 内 容：各団体の自己紹介、フリートークによる情報交換を行い、市内で活動する団体間の交流を図ることができた。 ・市民活動保険の継続加入を行った。 ・市民活動団体等へのAEDの貸出を行った。	協働推進課	3
環境問題への男女共同参画の推進	97	地域の環境に関する課題に対し、男女共同による参画を推進・支援します。		環境施策推進市民会議では、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、連携・協力しながら、地域の環境課題・環境問題の改善に向け、男女を問わず、自由に意見を求め、啓発活動や学習会などをが行われている。	環境課	3
防犯活動への男女共同参画の推進	98	市民一人ひとりが、地域の安全を守るという共通認識を持ち、誰もが安心・安全な生活を送ることができるよう、地域で取り組む防犯活動への支援を行います。		・自主防犯活動団体への防犯パトロール用品、車に貼れる「防犯パトロール中」マグネットシート、防犯ブザーの配布を行った。 ・自主防犯活動団体へ青色防犯パトロールカーの貸出を行った。 ・富士見市自主防犯活動マニュアルを窓口へ設置した。	協働推進課	3
防災訓練や自主防災組織への男女共同参画の推進	99	地域で組織している自主防災会などにおける、男女共同による共助活動を推進・支援します。		富士見市防災ガイドブック、避難所運営マニュアルにおいて、男女共同参画の視点を盛り込んだ災害対応を行うよう定め、男女共同の災害対応を推進している。 富士見市防災リーダー養成講座において、女性の講師をお願いし、男女共同参画視点を含めた講義を実施した。 富士見防災リーダー養成講座（第10期） 日 程：6月29日、6月30日 会 場：南畠公民館 講 師：埼玉県危機管理課普及啓発担当 彩の国動物愛護推進員ちーむ富士見 対象者：市内各自主防災会会长から推薦を受けた者 参加者：24人（うち女性が3名） 内 容：自主防災組織に関する内容とペット防災について女性の視点を交えて講義を実施した。	危機管理課	3

基本目標V 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和6年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
防災体制の充実	100		災害対策本部や避難所運営組織に女性を配置し、多様な視点が防災活動に盛り込まれるよう、推進体制の整備に努めます。	避難所の運営組織である地域対策本部に、複数の女性職員を配置した。 避難所を運営する市の職員である地域対策本部職員を、市内全ての小学校に各5名を指定している。そのうち、2名以上は、女性を指定し、避難所運営に男女共同参画の視点を反映している。	危機管理課	3
	101		男女や高齢者、障がい者、性的マイノリティ等、あらゆる市民に十分配慮した避難所の運営及び備蓄品等の充実に努めます。	避難所運営マニュアルにおいて、男女や高齢者、障がい者、性的マイノリティ等の方々に配慮した避難所運営を行うよう推進している。また、それらの方に対応した災害時用備蓄品の配備を行っている。 地域対策本部職員避難所開設訓練においては、災害時要支援配慮者への対応について、周知を図った。	危機管理課	3

(評価基準)

1… 0個 (0%)
2… 6個 (3.3%)
3… 175個 (96.7%)
0… 0個 (0%)

(説明)

1…未実施
2…実施した（実施しているが課題がある）※参加人数が少ない等
3…実施した（年度目標達成）※課の年度目標を達成している
0…その他

(2) 評価指標の進捗状況

関連 №	基本的施策の内容	指 標	プラン策定時	現状値	目標値	担当課
			令和元年度	令和6年度	令和7年度	
2	男女共同参画推進のための意識啓発	講演会・セミナー等参加者数	258名	265名	250名以上	
5	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	メディア・リテラシーに関する啓発	1回	0回	1回以上	
7	男女共同参画の意識に関する調査・研究	市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7%	48.2%	増加	人権・ 市民相談課
		市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	70.7%	91.0% Webモニター アンケート	増加	
		男女共同参画に関する市民意識調査における「男女の地位が平等となっている」と感じている市民の割合	22.3%	23.7% Webモニター アンケート	30%	
		「富士見市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	7.6%	13.4% Webモニター アンケート	15.2%	
		「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合	4.2%	11.6% Webモニター アンケート	8.4%	
45	配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	配偶者・パートナー等からの暴力防止に関する啓発	1回	1回	1回以上	人権・ 市民相談課
				1回		生涯学習課
				1回		学校教育課
52 53	市政への男女共同参画の推進	各種審議会等における女性の委員の割合	31.8%	33.1%	40%	協働推進課
		女性の委員が含まれる審議会の割合	95.6%	90.2%	100%	協働推進課
		市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合	19.5%	20.5%	25%	職員課
56	女性の活躍の場の提供	人材バンクにおける女性の登録者の割合	51.7%	53%	50%維持	生涯学習課
70	事業者としての市の取り組み	市役所の男性職員の育児休業取得率	40%	95%	30%以上	職員課
75	保育施設の整備・充実	通常保育事業実施施設数（目標事業量）	32か所	34か所	33か所	保育課
78	子育て支援事業の充実	ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数	226人	196人	238人	子ども未来支援センター

3 令和6年度男女共同参画に関する事業

(1) 主な事業

●市民向け男女共同参画講演会・セミナーの開催

事業	日程	会場	参加者数 (募集定員)	備 考
男女共同参画 講演会	8月3日(土)	鶴瀬コミュニティセンター	200名 (250名)	講師：木山 裕策氏（歌手） 「家庭も、働き方も、夢も、自分らしく～ガンが教えてくれたこと～」
男女共同参画 セミナー	11月17日(日)	ピアザ☆ふじみ	34名 (50名)	講師：薄井 篤子氏 (埼玉県男女共同参画推進センター 事業コーディネータ) 「もしものために…避難所生活をイメージする～多様性に配慮し、男女共同参画の視点を～」
	2月2日(日)	鶴瀬西交流センター	31名 (50名)	講師：竹信 三恵子氏 (ジャーナリスト・和光大学名誉教授) 「これを知らずに働けますか？～生きづらさの正体 貧困の構造を知り、解決策を考える～」

※市民団体である「富士見市男女共同参画推進会議」とともに、企画・運営

●市職員向け男女共同参画啓発研修の開催

（人権・市民相談課・職員課 共催）

事業	期日	場所	参加者数	備 考
男女共同参画 職員研修	10月30日(水)	市民総合体育館	34名	講師：黒須 さち子氏 (埼玉県男女共同参画推進センター 専門員) 「男女共同参画基礎講座～あらゆる場面にジェンダーの視点を～」

●啓発冊子の配布

冊子名称	対象者	配布部数
「家族でやってみよう！ジェンダー・チェック!!」	小学4年生に配布	1,030部
「富士見市でパパになる!!」	これから子を持つ父親 (母子健康手帳交付時等に配布)	832部

●婦人会活動補助金の交付

団 体 名	交付金額
水谷婦人会	52,800円

●広報富士見 「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」の掲載

発行月	テーマ
6月	「男女共同参画週間（6月23日～29日）」
9月	「防災・災害対応と男女共同参画」
11月	「性暴力被害をなくそう」

(2) 推進体制

●男女共同参画社会確立協議会

男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討するために設置。

条 例 名	施 行 日
富士見市男女共同参画社会確立協議会条例	平成25年7月25日

【組織】市民、団体が推薦する者、校長、行政機関の職員を構成員とし、委員12名以内で構成。

	開 催 日	内 容
第1回	令和6年7月31日	令和6年度のスケジュールについて 令和5年度進捗状況調査結果について
第2回	令和6年10月28日	富士見市男女共同参画推進事業の概要について 男女共同参画基礎講座

●配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議

配偶者からの暴力の被害者に対する支援を効果的に行うために設置

	開 催 日	内 容
第1回	令和6年5月22日	支援について 情報共有について 被害者情報の漏えい防止について

●男女共同参画推進会議

男女共同参画社会の実現を目指し、市と協働して活動するために組織された市民団体。市とともに、男女共同参画講演会やセミナーの企画・運営。

	開 催 日	内 容
第1回	令和6年5月21日	令和6年度事業について
第2回	令和6年6月25日	講演会について セミナーについて
第3回	令和6年10月8日	講演会の結果について 11月セミナーについて 2月セミナーについて
第4回	令和7年1月9日	11月セミナーの結果について 2月セミナーについて

（3）運動期間の活動

●男女共同参画週間

期間	取り組み
令和6年6月23日～29日	中央図書館において関連図書の展示 中央図書館においてパネルの展示 「災害と男女共同参画」

●女性に対する暴力をなくす運動

期間	取り組み
令和6年11月12日～25日	中央図書館において関連図書の展示 市役所前交差点の都市宣言塔をパープル色のライトアップ



1 令和6年度 男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ



令和6年度中、「広報富士見」に掲載した男女共同参画啓発ページ
「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」をまとめました。

内容／男女共同参画キーワード

- 6月号 「男女共同参画週間（6月23日～29日）」
- 9月号 「防災・災害対応と男女共同参画」
- 11月号 「性暴力被害をなくそう」



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取り組みを進めています。

自分らしく輝ける社会へ



問 人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

【6月23日～29日は男女共同参画週間】

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日に合わせ、毎年6月23日～29日の1週間は「男女共同参画週間」として全国でさまざまな取り組みを行っています。職場で、学校で、地域で、家庭で、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、一人ひとりができるることを考えてみませんか。

だれもがどれも選べる社会に～内閣府 令和6年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ～

「女だから」、「男だから」という固定化された意識や慣行にとらわれることなく、自分の意思によって職場、学校、地域、家庭などのあらゆる分野に参画でき、互いに協力しあう男女共同参画社会の実現を目指し、富士見市でもさまざまな施策を進めています。

■ 男女共同参画週間関連イベント

パネル展示 「災害と男女共同参画」

とき 6月22日(土)～30日(日)

関連図書の展示

とき 6月1日(土)～30日(日)

※いずれも中央図書館で開催します。

■ 男女共同参画推進会議メンバー募集

市では、男女共同参画に関するさまざまなテーマの講演会やセミナーを、市民ボランティアとの協働で開催しています。育児中や仕事をしているメンバーも活躍中です。

申込 Web・電話・郵送・窓口で

【宛先】〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所人権・市民相談課

問 人権・市民相談課

☎ 271



男女共同参画社会実現への5つの基本理念

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する。

②社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で方針決定に参画できる機会を確保する。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動などができるようにする。

⑤国際的協調

男女共同参画づくりのため、ほかの国々や国際機関と相互に協力して取り組む。



男女共同参画局ホームページ



パートナーシップ制度にかかる連携協定を締結しました

市では、令和4年4月1日から「富士見市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

法的な効力はありませんが、性的マイノリティの方々のパートナーシップを尊重し、自分らしく生き生きと活躍されることを市が応援するものです。

今後は県内の連携協定を結んでいる自治体間で、パートナーシップ制度の利用者が引っ越した場合に、簡単な手続きでパートナーシップ制度を利用できるようになります。



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

自分らしく輝ける社会へ



人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

【防災・災害対応と男女共同参画】

これまでの災害では、さまざまな意思決定過程への女性参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じています。そのため、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮した多様な視点からの対応が求められています。

防災・災害対応に女性が参画することの重要性

災害は、いつ、どこで起きるか分かりません。大災害が起こってしまった場合、地域の住民が協力して災害対応や避難所運営をすることになります。日ごろから防災・災害対応の分野に女性の参画が十分でないと、避難所などにおいて右記のようなことが起こるかもしれません。

このような課題に対応するためには、日ごろの防災活動においても男女共同参画を推進し、女性をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、外国籍の方、多様な性によるニーズの違いなど、多様な視点で考えることが重要です。

東日本大震災などで実際にあった事例

- ・更衣室、物干し場が男女別に分かれていない
- ・授乳室がない
- ・生理用品や下着を男性が配っていて受け取りづらい
- ・粉ミルクや哺乳瓶などはあるが、殺菌消毒する方法がない
- ・毎日の食事作りを当たり前のように女性が担当している(性別で役割を固定してしまう)
- ・夜間の見回りが十分ではなく、性被害のリスクがある

みんなでつくる避難所～男女共同参画の視点で皆が過ごしやすい避難所に～

これまでの避難所体制は男性による運営の傾向にありました。男性と女性の両方がリーダーや運営スタッフにいれば、物資や環境面で、女性側のニーズにとどまらず、乳幼児や高齢者、障がい者などのニーズに応えやすくなります。

現状では、まだまだ育児や介護などを女性が担う傾向があり、このような女性の視点は、災害時、より弱い立場におかれる人々の視点も反映できると考えます。

防災や誰もが安心して過ごせる避難所について考えることをきっかけに、災害にも強い男女共同参画のまちづくりを進めていきましょう。



富士見市の取り組み

- ・男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図ることを地域防災計画に明記し、防災・災害対応に女性の視点を反映できるよう努めています。
- ・地域対策本部職員として各避難所に複数人の女性職員を配置し、女性などに配慮した避難所運営に対応できるよう取り組んでいます。



避難所運営マニュアル▲

【そのほか参考】



◆災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～(内閣府)

男女共同参画の視点を取り入れた
「みんなが安心できる避難所運営」
のすすめ(埼玉県)▶



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会を目指して“いっぽいっぽ”取り組みを進めています。

自分らしく輝ける社会へ



問 人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

【性暴力被害をなくそう】

あなたのからだとこころは、あなた自身のものです。いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。同意のない性的な行為は「性暴力」であり、重大な人権侵害です。

相手と対等な関係でなかつたり、嫌だと言えない状況であつたりしたなら、本当の同意があつたことにはなりません。また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。



女性に対する暴力
根絶のためのシンボルマーク

年齢・性別にかかわらず、被害にあうことがあります

どのようなことが起きているの？

- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- プライベートゾーンを触られた
- 望まないキスや性行為をさせられた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた
- SNSで知り合った相手から性的な被害を受けた
- アルコールや薬物を使用して性行為をされた
- 避妊に協力してくれない

■ 被害にあってしまった場合

男女共同参画局ホームページでは、被害直後と被害からしばらく経った場合の対応方法を確認することができます。

また、身近な人が被害にあってしまったときの対応も紹介しています。

詳しくは
こちら▼



11月12～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、期間中は全国のタワーやランドマークなどが紫色にライトアップされます。市では、市役所前交差点にある都市宣言塔をライトアップします。



相談窓口(緊急の場合は110番通報)

- ☎ #8891 (はやくワンストップ)
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ☎ #8103 (ハートさん)
性犯罪被害相談電話(警察)

- キュアタイム
性暴力に関するSNS相談(チャットやメール)



■ 恋人・パートナーからの暴力に関する相談窓口

- 埼玉県女性・DVチャット相談「たまチャ」
水・金・日曜：午後3時～9時
(年末年始を除く)
- With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)
☎ 048-600-3700
月～水・金・土曜：午前9時30分～午後8時30分
日曜・祝・休日：午前9時30分～午後5時
※木曜・年末年始を除く
インターネット相談(24時間受付)



- DV相談+(プラス) ☎ 0120-279-889
(つなぐはやく)
- 富士見市役所 人権・市民相談課
DV相談、女性相談 ☎ 272 (P27無料相談参照)
- 富士見市配偶者暴力相談支援センター
☎ 049-293-7260
午前8時30分～午後5時15分(土日祝、年末年始を除く)



2 男女共同参画関連条例

富士見市男女共同参画推進条例

平成20年6月13日

条例第17号

改正 平成25年6月27日条例第22号

個人の尊重と法の下の平等がうたわれた日本国憲法の下、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や男女共同参画社会基本法の制定など、国際社会の取組と連動しながら進められている。

富士見市においても、人間尊重宣言都市として、人権を尊重した市政運営に努め、市民との協働により着実に男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差を生じさせるなど、依然として大きな課題を抱えている。また、急速な社会経済情勢の変化への対応が求められており、より一層、男女が平等に参画できる社会づくりの推進が必要とされている。

ここに、男女共同参画社会の実現に関して積極的に取り組むことにより、思いやりと活力に満ちた地域社会を形成し、魅力ある富士見市を築いていくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向けての基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の個性及び尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住する者及び市内に在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいう。

（基本理念）

- 第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に定める事項を基本理念とする。
- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
 - (3) 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。
 - (5) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
 - (6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。
 - (7) 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこととする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女平等及び人権尊重に関する教育を推進するよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第8条 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害にあたる行為を行ってはならない。
(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力的行為、性の商品化等を助長し、若しくはこれを連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるよう努めなければならない。

（行動計画）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 行動計画は、男女共同参画の推進に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定める。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置をとる。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

（推進施策）

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 市民、事業者等の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供等に努める。
- (2) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者等との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努める。
- (3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、関係機関との連携を図り、積極的格差の是正が図られるよう努める。
- (4) 男女が共に家庭生活と社会生活における活動を両立することができるよう、子育て、家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努める。
- (5) 性別による人権侵害の行為により被害を受けた者等からの相談を受け、被害者救済のための必要な支援を行うよう努める。
- (6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を妨げる要因について、調査研究を行う。
- (7) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制の整備を行う。

(年次報告)

1 2条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書の作成及び公表を行う。

(富士見市男女共同参画社会確立協議会)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市男女共同参画社会確立協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、別に条例で定める。

(平25条例22・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例22・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている「男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画」は、新たに行動計画を策定するまでの間は、第10条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

附 則(平成25年6月27日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○富士見市男女共同参画社会確立協議会条例

平成25年6月27日

条例第22号

改正 令和2年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市男女共同参画推進条例（平成20年条例第17号）第13条第2項の規定に基づき、富士見市男女共同参画社会確立協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討を行い、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 男女共同参画に関する団体が推薦する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 市内の小学校又は中学校の校長
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求める、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、協働推進部において処理する。

（令2条例42・一部改正）

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富士見市男女共同参画推進条例の一部改正）

2 富士見市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（令和2年12月22日条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。